

指定障がい児相談支援事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設との利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や内容、施設支援の提供、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

社会福祉法人都島友の会

児童発達支援センター

こども発達サポートステーションそれいゆ

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 都島友の会
所在地	大阪市都島区都島本通3-4-3
電話番号	06-6921-0321
代表者氏名	理事長 渡久地 歌子
設立年月日	昭和 25 年 3 月 10 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	こども発達サポートステーションそれいゆ
事業所の所在地	大阪市城東区成育3-7-16
電話番号 FAX	06-6167-6095 06-6167-6096
管理者氏名	仲田恵利子
事業の種類	指定障がい児相談支援事業
事業の目的	社会福祉法人 都島友の会(以下「事業者」という)が経営する「こども発達サポートステーションそれいゆ」(以下「事業所」という)において実施する、「指定障がい児相談支援事業」(以下「相談支援事業」という)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、地域の障がい児及びその障がい児にかかる給付決定者(以下「利用児・者等」という)の意思及び人格を尊重し、常に、利用児等の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とします。
事業所の運営方針	<p>1. 事業者は、利用児童が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児童及び保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービスなどが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。</p> <p>2. 事業の実施にあたっては、関係行政、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>3. 事業の実施にあたっては、利用児童及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に、利用児童の立場に立って、利用児童に提供される障がい福祉サービスなどが、特定の種類又は特定の障がい福祉サービス業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うように努めることとします。</p> <p>4. 前3項の他、関係法令等を遵守して、事業を実施するものとします。</p>

3. 営業日及び営業時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季休暇（事業所が定めた日）、12月29日から1月4日までを除く。 土曜日については事業所が定めた。日とする。 9時から17時。
サービス提供日 及び サービス提供時間	サービス提供日 水曜日を基本とし、必要な場合は、随時対応することとする。 サービス提供時間 14時30分から16時30分までを基本とし、必要な場合は随時対応することとする。

4. 事業実施地域

都島区、北区、城東区、鶴見区、旭区、その他事業者が実施可能と判断した場合は大阪市全般とすることもある。

5. 職員の体制

<各サービス提供時間帯の職員体制> ※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

<本事業所の職員体制>

職種	資格	常勤	経験年数	非常勤	最低基準	職務の内容
1. 管理者		1名			1名	サービス提供を管理
2. 相談支援 専門員	保育士 社会福祉士 心理士	1名 1名	6年 2年 4年	1名	1名	サービス等利用計画の作成
3. 事務職員				1名	1名	事務を行います
4. 実施状況	H31年2月現在、相談支援利用者数62件					

6. 施設設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造3階建て
	延べ床面積	298.20平方メートル
敷地面積		161.75平方メートル

(2) 主な設備

設備の種類	室数
指導訓練室	2
遊戯室	1
事務所・医務室	1
調理室	1
相談室	1
トイレ	3
観察室	1
相談室	1
調理室	1
職員室	1

7. 相談支援を提供する主な対象者

事業所において相談支援を提供する主な対象者は、次のとおりとします。

知的障がい児、身体障がい児、精神障がい児

8. 相談支援の提供方法及び内容

事業所で行う相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとします。

(1) 地域の利用児童及び保護者からの日常生活全般に関する相談

利用児童の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用児童又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、適切な手法を通じて支援するものとします。

(2) アセスメントの実施

(ア)適切な方法により、利用児童の心身の状況、おかれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて利用児童及び保護者の希望する生活や利用児童が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行うものとします。

(イ)利用児童の居宅等を訪問し、利用児童及びその家族に面接して行うものとします。また、面接の趣旨を利用児童等及びその家族に対して十分説明し、理解を得るものとします。

(3) サービス等利用計画の原案作成

アセスメントに基づき、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用児童及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとします。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、担当者に対する照会等により、サービス等利用計画書の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとします。

(5) サービス等利用計画書の作成

(ア) サービス等利用計画書の原案の内容について、利用児童及びその家族に説明し、文書により利用児童及びその家族の同意を得るものとします。

(イ) サービス等利用計画書を作成した際には、サービス等利用計画書を利用児童及びその家族並びに担当者に交付するものとします。

(6) モニタリングの実施

(ア) 利用児童及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、利用児童の居宅等を訪問し、利用児童及びその家族に面接して、その結果を記録するものとします。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じて、サービス等利用計画書を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとします。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から(6) に附帯するその他必要な支援、相談、助言。

9. 利用児童保護者等から受領する費用の種類及びその額

(1) 法定代理受領を行わない相談支援事業を提供した際は、利用児童保護者等から、サービス等利用計画書作成料の支払いを受けるものとします。

(2) 相談支援事業の実施地域を越えて行うサービスを提供した時に要する交通費については、その実費を徴収するものとします。

(3) 前2項の支払いを受ける場合には、利用児童保護者等に対して事前に説明し、利用児童保護者等の同意を得るものとします。

(4) 第1項から第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った利用児童保護者等に交付するものとします。

10. 緊急時・事故等における対応

1. 障がい児相談支援の提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。必要であれば病院で受診します。保護者と連絡が取れなかった場合は事業所の判断で病院を受診します。

2. 事業者は、サービス実施に当たって傷害保険に加入し、事故が発生した時には、保護者等や大阪府、大阪市などに連絡適切な措置を講ずることとします。

大阪市福祉局障がい施策部障がい支援課 電話番号 06-6208-8072

事業所は、サービスの実施にあたって、事業所の責任と認められる事由によって当施設利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償することとします。

保険会社名 三井住友海上火災株式会社 保険の種類 施設賠償保険

11. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

12. 苦情解決のための措置

(1) 当施設における相談、苦情の受付

提供した相談支援事業に関して、利用者等及びその家族からの苦情があった時は、迅速かつ敵正な対応に努めるとともに、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

施設支援に対する苦情やご意見、施設利用料金のお支払いや手続きなどに関するご相談、利用児童や保護者等の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 相談、苦情受付担当〈児童発達支援管理責任者〉 櫻井雅子
- 苦情解決責任者〈管理者〉 仲田恵利子
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時～17時
こども発達サポートステーションそれいゆ
電話番号 06-6167-6095

苦情解決のための手順

窓口 櫻井雅子に苦情の内容をお知らせ下さい。

↓

苦情解決責任者 仲田恵利子に内容を報告し解決のための話し合いをします。

↓

解決策を申請者にお知らせします。

(2) 苦情解決委員会

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用児・者や保護者の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するために法人に苦情解決委員として第三者委員を選任しています。

- ・社会福祉行政経験者 梅田幸二
- ・(福)水仙福祉会理事長 松村 寛
- ・公正取引協議会委員 山本才司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- 支給決定区の連絡先 別紙参照

○大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

大阪府社会福祉協議会	電話番号	・06-6191-3130
	FAX	・06-6191-5660
運営適正化委員会	受付時間	月曜日～金曜日 10時～16時

13. 虐待防止のための措置

事業者は、利用児童又は他の利用児童等などの生命又は身体を保護するためやむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、利用児童に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 管理者を、虐待の防止に関する責任者とします。〈管理者〉仲田恵利子
こども発達サポートステーションそれいゆ 電話番号 06-6167-6095
- (2) 苦情解決体制の整備を図る。
- (3) 成年後見制度の利用支援。
- (4) 従事職員に対する虐待防止の啓発・普及に関する研修の実施。

14. 個人情報保護のための措置

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- (2) 従事職員は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するものとします。
- (3) 従事職員であった者に、業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するため、従事職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとします。
- (4) 事業者は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用児童及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により利用児童及びその家族の同意を得るものとします。

15. その他運営に関する重要事項

- (1) 採用時の研修の実施
- (2) 継続研修は、年間 2 回以上実施
- (3) 事業者は、利用児童に対する相談支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援事業を提供した日から 5 年間保存するものとします。
- (4) この規定に定める事項のほか、事業運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

サービス提供開始予定年月日

平成 年 月 日

説明年月日

平成 年 月 日

当事業所の施設支援提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者氏名 こども発達サポートステーションそれいゆ

仲田 恵 利 子

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

保護者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印